

【資料 2】平成 24 年度 市民自治推進会議の評価結果について（市政への市民参加の取組～札幌市自治基本条例第 21 条関連～）

1 目的

市民自治推進会議（以下、「会議」という。）は、札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）第 31 条に基づく評価の仕組みの一環として、条例に基づく市民自治の推進に資する事業等を対象に、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、条例の文言・理念と照らし合わせながら、評価を実施した。

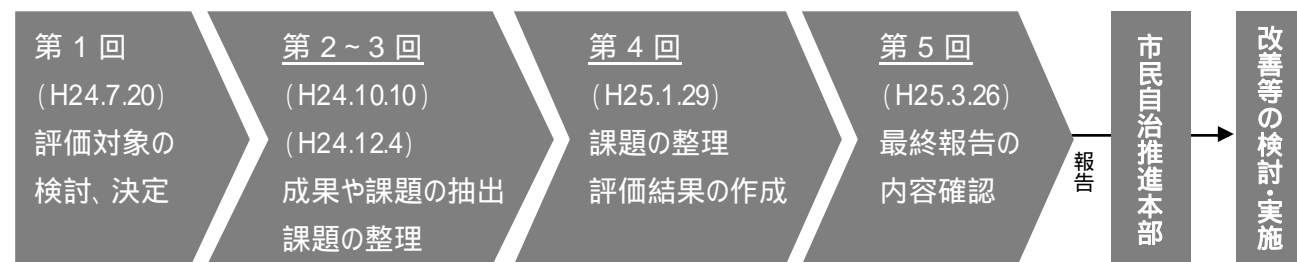
市民自治推進会議委員（平成 24 年度、座長以下 50 音順、敬称略）
佐藤 克廣（座長）、北野 隆、喜多 洋子、武岡 明子、福士 昭夫、福士 明、丸山 博子、横江 光良

2 評価の対象及び視点

平成 23 年度に実施した市民自治に関する施策等の全般的な検証結果から、より深く検証が必要と思われる事柄を評価対象とすることとし、第 1 回会議において検討した結果、条例第 21 条に関連する「市政への市民参加の取組」について取り上げた。

評価に当たっては、市民自治の推進に資する取組になっているかを検証するため、参加者数だけでなく、幅広い世代や立場の方々に参加できるかなども議論し、「量」と「質」の両面を総合的に評価している。

3 評価の行程



4 評価結果（概要）

市政への市民参加の把握方法（条例第 21 条第 1 項及び第 2 項）

各部局から集まる市政への市民参加のデータは、条例の規定する政策の立案、実施、評価等のどの段階で実施されているのか関連付けが弱く、更なる工夫や改善等が必要である。

市政への市民参加に対する意識醸成（条例第 21 条第 1 項）

市政に参加をしているという意識やイメージが共有できていないケースが多く、市政への市民参加推進の多様なイメージを認識してもらい、参加状況を再確認する必要がある。

市民自治チェックリストの運用（条例第 21 条第 3 項）

市民自治チェックリストの効果がどのように推移しているのかを評価するデータが不足しており、隔年度に調査するなどの運用状況の把握を進めるべきである。

公募委員制度の拡充（条例第 21 条第 4 項）

公募委員制度は、公募委員の人数や機関数の割合だけでなく、その応募状況も評価することが必要。非公募とする附属機関等は、公募制の除外をできる限り限定するよう規定の運用を行い、公募委員の積極的導入に努めていくべきである。

< 4 評価結果（概要）続き >

意見公募制度（パブリックコメント）の運用（条例第 21 条第 5 項）

意見公募制度は、参照しなければならない資料も多く、専門的な知識等が要求されているように感じられるため、提供資料をわかりやすいものとするよう努力するとともに、各分野の市民活動団体の関係者等がその専門性を生かして意見を出せるよう検討すべきである。

市民意見の市政への反映（条例第 21 条第 6 項）

局横断的な検討や全庁的な視点から協議が必要な案件等については、市民意見政策反映会議で協議しており評価ができるが、各部局に出された意見や提案は、どの程度反映されているのか、市民にとって分かりやすく検討が必要である。

市民参加に関する条例等の整備（条例第 21 条第 7 項）

ア 市民参加に関する条例化について

○条例は、市民参加の一部又は全般について、将来の条例化を要請しているが、「条例等」と表現されていることなどから、条例化には時間がかかることを想定。

○一方で、条例施行後 6 年目を迎えており、市民参加に関する条例の制定に係る議論を進めることで、市民の参加意識や参加手法の多様化がより進化すると思われる。

イ 条例等の整備に関する課題

○札幌市のような大都市では施策、事業、取組も相当数に上り、市民参加の取組を一元的に統括・管理することができるか、事務量や人件費などの面の検討が必要。

○条例化を検討するに当たっては、市民同士及び市民と行政が考え方を共有するための議論の場の設定が必要。

ウ 今後の方向性

○条例第 21 条において、市政への市民参加の推進に関して理念的な規定が設けられていることから、新たに市民参加について条例化を進めるには、より具体的な規定を定め、しっかりと運用できるような内容でなければ、意味をなさない。

○また、市政への市民参加に関して、条例などの統一的なルールを確立するには、市民参加に対する意識の醸成や行政による参加の取組内容の充実が伴わなければならない。

○今後、さまざまな市民参加の手法に工夫を凝らし、市民参加の機運を高めていくべき。

○同時に、市民参加の一部又は全般に関する条例化については、さまざまな課題もあることを十分認識した上で、条例化に関する具体的な検討を進めていくべき。

5 今後の取組について

- 当評価結果は、関連部局と情報を共有し、鋭意、改善等に向けた検討を進めていく。
- 市民参加に関する条例等の制定については、その課題を整理するため、他都市の事例調査（政令指定都市では千葉市、川崎市、静岡市、浜松市、京都市、熊本市が制定済み）を行い、課題等の整理を進める。
- 市民参加の意識醸成に向けて、メールマガジンの内容等の拡充やフェイスブックの活用などを検討していく。

これら検討・改善状況は、次年度以降の会議及び市民自治推進本部会議で報告する。